

計画書

加世田都市計画及び笠沙都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

加世田都市計画及び笠沙都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「南さつま市域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

加世田・笠沙の都市計画区域においては，平成 16 年度に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，加世田都市計画区域マスタープランについては，令和元年度に見直しを行い，それぞれの基本理念に沿って，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第3次南さつま市総合振興計画についても策定を行っており，取り組みを進めているところである。

このような中，笠沙都市計画区域マスタープランが当初策定から 20 年を迎え，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることや，同一市内に複数の都市計画区域を有する場合，原則として，一体の区域マスタープランとする県の区域マスタープラン見直し方針のもと，2つの区域マスタープランを一体化するとともに，記載内容の見直しを行うものである。

南さつま市域 都市計画区域の整備，開発 及び保全の方針

加世田都市計画区域
笠沙都市計画区域

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における南さつま市の位置付け	1
2) 各都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	3
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	3
2) 地域毎の市街地像	4
① 加世田地域	
② 益山地域	
③ 万世地域	
④ 小湊地域	
⑤ 川畑地域・内山田地域・長屋地域	
⑥ 小浦地域	
⑦ 仁王崎地域・片浦地域・野間池漁港周辺地域	
⑧ 赤生木地域・黒瀬地域・椎木地域・大当地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	6
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における南さつま市の位置付け

南さつま市は、薩摩半島の南西部、県都鹿児島市から約40kmの距離に位置し、面積は約28,359haで北西部には日本三大砂丘の一つに数えられる吹上浜、南西部には変化に富んだリアス海岸など景勝地を有し、中心市街地は薩摩半島有数の河川、万之瀬川の下流域にあたり、気候は温暖多雨である。

本市の国指定史跡柵ノ原遺跡は、縄文時代草創期の人々の生活跡や土器・石器等が出土し、古くから人々が定住した地域であることを物語っている。中世以降は島津忠良（日新公）ら島津氏の治世のもと、次第に政治的拠点としての地位を築き、近世には万之瀬川河口が海上交易の場として経済的にも繁栄し、地域の政治・経済・文化の中心的役割を担ってきた。今もこの時代を原形とする伝統的建造物群などの歴史的資源が多く点在する。

このような中で本市は、南薩地域の定住自立圏の中心市のひとつとして、持続可能なまちづくりが求められている。

2) 各都市計画区域の位置付け

対象となる都市計画区域の範囲及び規模等は次のとおりであり、加世田及び笠沙都市計画区域（以下、「本2区域」という。）の各拠点間を結ぶ広域的なネットワークが形成されている。

都市計画区域	範囲	位置付け	規模 (ha)
加世田	旧加世田市の行政区域の一部	南さつま市の北東部に位置し、行政、業務、商業等の多様な都市機能が集積する本市の中心拠点である。	約3,581
笠沙	旧笠沙町の行政区域の一部	南さつま市の西部に位置し、笠沙支所があり、住宅及び生活利便施設が集積する本市の生活拠点である。	約956

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本市では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 32,887 人となっており、平成 12 年時と比較し、74.8%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 13,016 人、総数に対する割合は、39.6%であり、人口減少、高齢化が進行している。

また、産業では、令和 3 年南さつま市総生産額は、第 1 次産業 4,701 百万円、第 2 次産業 22,546 百万円、第 3 次産業 76,747 百万円となっており、平成 23 年と比較すると、第 1 次産業 111.0%、第 2 次産業 108.0%、第 3 次産業 102.6%と増加している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本市における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少、超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 持続可能なコンパクトなまちづくり

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本 2 区域は、吹上浜金峰山県立自然公園、坊野間県立自然公園、竹田の杜等の豊かな自然的景観を有している。

人口は減少傾向にあり高齢化も進行していることから、労働人口の減少、福祉への需要に対応することが必要とされている。

また、中心市街地においては、交通環境の変化や郊外での大型店の立地による商業の衰退があり、活性化が求められている。

このような状況から、本 2 区域では、今後の課題に柔軟かつ的確に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、住民一人ひとりが健康でやすらぎのある生活を営み、活力と魅力あふれるまちづくりを目指し、南さつま市総合振興計画のまちづくりの目標を踏まえた以下を基本理念とする。

「住みたい 働きたい 訪れたい 誰もが主役になれる 南さつま」

この基本理念を実現するため、次の 6 つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■安心で元気あふれるまちづくり

都市景観に配慮した街並みの整備や快適で利便性の高い都市基盤の整備により、住み良いまち、住んでみたいまち、もう一度行ってみたいまち、安心で元気あふれるまちづくりを進める。

■産業おこしで躍動するまちづくり

豊かな地域資源と立地特性を活かした農林水産業や観光産業の振興と地域特性である「サンド&サイクルのまち」を活かした観光レクリエーション拠点づくりに努めるとともに、本2区域をとりまく経済社会情勢に適切に対応した産業の振興に資するまちづくりを進める。

■自然環境と調和した災害に強いまちづくり

雄大な東シナ海と野間岳に代表される豊富な緑等、長年にわたって人々を育み、いつくしんできた自然環境を守ると同時に、これらを有効に活用しながら、安全かつ強靱なまちづくりを進める。

■未来を創る人と文化を育むまちづくり

上加世田遺跡や梶ノ原遺跡等の縄文時代の遺跡及び島津家中興の祖である「日新公」を祀る竹田神社周辺や独特の趣のある武家住宅群は、訪れる人々に緑とのふれあいによる憩いをもたらすものであり、これらを活用した「いにしへ」を偲ばせる文化の香りの高いまちづくりを進める。

■多様性が尊重され誰もが共生できるまちづくり

温暖な気候と吹上浜金峰山県立自然公園や竹田の杜等の恵まれた自然的環境の保全、循環型社会の構築等、自然との共生を重視したまちづくりを進めるとともに、ユニバーサルデザインの理念を取り入れた各種施設整備を進め、快適な環境の中で人と自然にやさしいまちづくりを進める。

■持続可能なコンパクトなまちづくり

今後も予測されている人口減少、超高齢社会に対応するため、公共交通と連携した都市づくりを進め、都市間の交流、連携により、商業機能、福祉機能等の不足を補いながら、持続可能なコンパクトなまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

① 加世田地域（加世田都市計画区域）

本市の中心市街地となる加世田地域については、行政・教育施設等の集積や商業・業務機能の中心的役割を担っており、住民サービスの場、交流の場や交通の要衝でもあることから、賑わいと良好な街並みの形成を図る。

中心市街地周辺については、利便性の高い良好な居住空間の創出を図るとともに、安全で快適な居住環境の形成を図る。

② 益山地域（加世田都市計画区域）

益山地域に広がる農地については、優良な農業生産基盤としてだけではなく、良好な田園風景を構成する景観資源として保全を図る。

③ 万世地域（加世田都市計画区域）

万世地域を通る国道226号，県道鹿児島加世田線を軸として，南薩地域と鹿児島市方面との交流を図る。

吹上浜周辺の砂丘地域再生振興特区やその他農地については，優良な農業生産基盤としてだけでなく，良好な田園風景を構成する景観資源として保全を図る。

吹上浜海浜公園は，レクリエーション施設として区域内外の利用者のニーズも高いことから，観光拠点として施設の充実に努める。また，これに隣接する良好な自然環境を保有する吹上浜砂丘や野鳥の生息する万之瀬川河口部及び温泉施設やサイクリングロードを軸として，自然にふれあい，親しむ良好な環境の形成を図る。

④ 小湊地域（加世田都市計画区域）

小湊地域の小湊漁港周辺については，漁業・水産基地機能の向上を図る。

⑤ 川畑地域・内山田地域・長屋地域（加世田都市計画区域）

内山田地域の西尾地区については，流通・業務機能の向上を図る。

また，農地については，優良な農業生産基盤としてだけでなく，良好な田園風景を構成する景観資源として保全を図る。

⑥ 小浦地域（笠沙都市計画区域）

小浦地域については，笠沙都市計画区域の拠点として道路等の都市基盤の整備や計画的な土地利用の誘導等により市街地環境の整備を進め，まちの機能と居住環境が調和した市街地形成を図る。

⑦ 仁王崎地域・片浦地域・野間池漁港周辺地域（笠沙都市計画区域）

仁王崎地域・片浦地域・野間池漁港周辺地域については，周辺環境と調和した良好な居住環境の保全を図るとともに，安全で快適な居住環境の形成を図る。

⑧ 赤生木地域・黒瀬地域・椎木地域・大当地域（笠沙都市計画区域）

赤生木地域・黒瀬地域・椎木地域・大当地域については，優良農地や野間岳を中心とした山々から連なる樹林地といった良好な自然環境を有することから，それと調和した居住環境の形成を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本2区域に区域区分を定めない。

本2区域の人口は、減少傾向であり、今後も減少すると予測される。

加世田都市計画区域は、商業・業務機能が集積しており、南さつま市の商品販売額は減少、製造品出荷額は増加の傾向にあるものの、こうした産業による土地需要は、現在の商業・工業用地内で未利用地等の活用により収容が可能であると判断される。

笠沙都市計画区域は、そのほとんどが海岸線や急峻な山岳に囲まれており、地形的制約からも急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。

また、市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから、本2区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

加世田地域の商業・業務地については、商業機能、行政機能とともに、本市の中心的役割を担っているため、賑わいと魅力あふれる中心市街地の形成に努める。

また、万世地域の都市計画道路3・4・2号向江万世線及び3・5・4号大崎線の沿道に広がる商業地については、近隣住民の生活に密着した商業施設の配置に努める。

b 工業地

長屋地域と川畑地域の工業地については、周辺環境に配慮しつつ、生産環境の維持・保全に努める。

c 住宅地

加世田地域の住宅地については、交通の利便性を活かした住宅地としての形成を図る。

万世地域の住宅地については、街路樹・生垣による緑化に努め、緑に囲まれた閑静な住宅地としての形成を図る。

小浦地域・仁王崎地域・片浦地域・野間池漁港周辺地域の住宅地については、住民の日常生活に対応した低層住宅地の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

加世田バスセンター周辺は、にぎわいに満ちた魅力ある都心として、快適な都市空間の創出を図り、未利用地・空店舗の有効活用等により、土地の高度利用や商業・業務機能の一層の充実を図る。

b 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進し、必要に応じて用途地域の設定・変更等を行い用途の純化を進める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

各地域の住宅地においては、快適で安全な居住環境を確保するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅等の整備を図り、居住環境の改善を進める。

村原地区は土地区画整理事業が完了し、おおむね良好な居住環境の整備が図られているためその維持に努める。

益山地区は地域住民とともに整備手法等の検討を行い良好な居住環境を目指す。

片浦地域の傾斜地に立地する住宅地においては、火災や風水害等の災害対策上の課題を有していることから、地域のまち並みを活かしつつ、生活に必要な都市基盤を有する住宅地への改善を図る。

また、住居地域においては、空き家等の適切な管理、除却をすすめることにより、快適な居住環境の形成に努める。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

加世田麓地区にある歴史的建造物、石垣、イヌマキの生垣、益山用水路等からなる武家住宅群は、特徴ある歴史的景観を形成している。伝統的建造物群保存地区保存条例及び文化財保護法等により建築・開発行為等に対する規制・誘導を図り、貴重な歴史的文化財・景観の維持・保全に努める。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然公園に指定されている万之瀬川河口、吹上浜は、優れた自然環境を有しているとともに、クロツラヘラサギ等の貴重な野鳥の生息地でもあることから、今後ともその自然環境の保全に努める。

野間岳を中心とする山並みは、貴重な自然空間であり、周辺には野間ツツジやヤブツバキ、檜の太木等の広葉樹林が至る所に群生している。その豊かな自然環境は麓の樹林地まで広がっていることから、住民並びに訪れる人々に対して誇れる自然環境空間として、これらの樹林地の保全に努める。

本2区域の海岸線周辺については、雄大な東シナ海を背景とした大自然のパノラマが広がるとともに貴重な景観要素としての役割を有することから、その自然環境や景観の保全を図る。

また、市街地周辺の丘陵地、樹林地は良好な自然環境や水源涵養、保水機能による災害の抑止に資することから保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

ハーモニータウン加世田は、環境共生住宅として、ユニバーサルデザイン及び屋根の緑化等による優れた居住環境地区として整備されており、住環境の保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

加世田都市計画区域は、県都鹿児島市等との東西方向、日置市と南薩地域との南北方向の交通の要衝である。主要幹線道路は、国道2路線、県道3路線が通っているが、一部未整備区間がある。都市幹線道路については、中心市街地内の都市計画道路に一部未整備箇所があるため、加世田都市計画区域内に点在する集落から中心市街地、主要幹線道路へのアクセス性の向上等が求められている。

笠沙都市計画区域の主要な交通体系としては、鹿児島市、加世田地域及び枕崎市方面を結び広域的な幹線道路の役割をもつ国道226号が骨格を形成しており、同路線は、笠沙都市計画区域内の市街地、集落間を連絡する区域内幹線道路としての機能も兼ね備えているため、利便性の向上が求められる。

さらに、生活の利便性の向上を図るためバス路線の整備を促進することが求められている。

併せて、ユニバーサルデザイン化やカラー舗装化により、人と自転車にやさしい自転車歩行者専用道路等として有効活用を図る。サイクリングロードについては、利用者の安全と周辺の景観や自然環境に充分配慮し、周辺自治体とも連携し広域的なネットワークの形成を図る。

このような状況を踏まえ、本2区域の交通体系は、次のような方針のもとに整備を進める。

- 道路の整備にあたっては、今後とも既存の幹線道路を軸とした交通体系のもとに、住民の身近な社会経済活動を支える機能的な生活道路の整備、改善を図る。
- 安全性の高い歩行空間の確保を図るとともに、付加車線の検討や歩道のユニバーサルデザイン化等、円滑な交通と利便性の向上に努める。
- 道路は、地域の経済活動を支えるだけでなく、防災上も重要な役割を担っており避難時のルートや延焼遮断の役割にも配慮し整備を図る。
- 「南さつま市自転車活用推進計画」に基づき、吹上浜海浜公園から市街地、あるいは周辺市とのネットワーク形成を目指した自転車歩行者専用道路等の有効活用を図る。
- 南さつま市地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、国道226号・270号，県道鹿児島加世田線及び石垣加世田線などの主要幹線道路を配置し，将来的な構想路線として位置付けられた薩摩半島横断道路とともに産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また，都市内交通を円滑に処理するため，都市計画道路3・4・9号加世田益山線(市道)などの都市幹線道路を配置し，都市の骨格を形成する。

併せて，社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて，その配置等の見直しの検討を行うものとする。

ｃ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本2区域において県の生活排水処理構想及び南さつま市公共下水道基本計画に基づき，公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め，公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。整備された生活排水処理施設は，「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

また，気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え，河川の整備に限らず，あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

加世田都市計画区域では、公共下水道の整備を進めている。今後、未整備箇所の整備を行い、おおむね10年後には、公共下水道計画区域における下水道の完成を目指して整備を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策のための総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は加世田地区に配置している。今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて排水区域等の見直しについて検討を行うものとする。

イ 河川

本2区域には、万之瀬川、加世田川、大谷川及び唐仁塚川等の二級河川がある。

本2区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施設名等
下水道	加世田処理区 汚水：計画区域内の管渠整備を図る。
河川	二級河川 万之瀬川 二級河川 大谷川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

快適な生活環境と美しい地域環境の維持・形成、都市機能の向上のために必要な公共公益施設について、周辺環境との調和を図り、広域圏で連携しつつ、適正かつ計画的に整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については、南さつま市、日置市、南九州市及び枕崎市の4市で構成される広域組合によるごみ処理施設（なんさつECOの杜）が南さつま市金峰町高橋地内に配置されている。

ごみ減量化やリサイクル活動等住民意識の高揚を図り、循環型社会の構築に努め、住民や施設管理者との協力・連携を図りつつ、適切な維持管理を進める。

イ 汚物処理場

汚物処理場については、南さつま市、日置市及び南九州市の3市で構成された広域組合による汚泥再生処理施設センター（アクアセンター万之瀬）が南さつま市加世田村原地内に配置されている。

今後とも、広域的かつ効率的な処理体制を検討し、施設管理者との協力・連携を図りつつ、適切な管理運営を進める。

ウ 火葬場

火葬場については、南さつま市及び日置市の2市で構成された広域組合による南薩地区衛生管理組合南さつま火葬場白亀苑が南さつま市加世田白亀地内に配置されている。

今後とも、効率的な処理体制を検討し、施設管理者との協力・連携を図りつつ、適切な管理運営を進める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本2区域においては、野間池地区、加世田第一～第四地区、本町地区で土地区画整理事業を実施し、良好な居住環境の形成を図ってきた。

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

加世田都市計画区域の小高い山地は、優れた自然景観を形成している。また、日本三大砂丘の一つである吹上浜は、砂丘と松の緑により景観良好な海岸線を呈している。

笠沙都市計画区域は、薩摩半島の西南端の東シナ海に突きだした半島の先端部に位置し、三方は海に面している。海岸線は、急峻な山々が直接東シナ海に落ち込んだリアス海岸を形成しており、雄大な東シナ海と融合した、本市有数の景観要素である。また、野間岳を中心とした山々においては、野間ツツジやヤブツバキ、檜の大木等の広葉樹林が至るところに群生しており、その豊かな自然環境は、麓の樹林地まで広がっている。

都市化が進展する中で、こうした自然環境と文化財を、一体化した地域景観として保全するとともに、スポーツ・レクリエーションへの需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概 要
加世田都市計画区域、笠沙都市計画区域	市街地を取り囲むように存在する樹林地等は、都市の骨格を形成する重要な緑地であり、今後もその機能を活かし保全に努める。
市街地の緑地	イヌマキ等による生垣・街路樹は、良好な街並みを呈しており、今後も緑化に努める。
日新公園・竹田神社周辺	日新公園・竹田神社周辺の緑地は、歴史を偲ばせる杜であり、良好な自然環境として保全を図る。
竹田神社	日新公を祀っている竹田神社は、大楠やイヌマキが歴史を物語っている。この構成文化財と後背地の斜面樹林地を一体として捉え、良好な環境を形成する緑地として保全する。
吹上浜	吹上浜は、自然公園区域に指定されており、自然環境の保全を図る。
万之瀬川河口	河口周辺部は野生動植物の生息地であり、良好な自然環境として保全を図る。
野間岳を中心とした山々から連なる樹林地	野間岳を中心とした山々においては、野間ツツジやヤブツバキ、檜の大木等が群生しており、その豊かな自然環境は麓の樹林地まで広がっていることから、笠沙都市計画区域を象徴する自然として後世にも引き継いでいくため、その環境の維持・保全に努める。
野間半島	東シナ海に突きだした野間半島には、カツオドリやオオミズナギドリ等の繁殖地ともなっていることから、それらの生育環境の維持・保全に努める。
赤生木地域(ヘゴ自生北限地)	赤生木地域のヘゴ自生地については、その北限地として国の天然記念物に指定されていることから、隣接する集落環境との調和を図りつつ、保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概 要
加世田都市計画区域, 笠沙都市計画区域	スポーツ・レクリエーションへの需要に対応しつつ, 地域のコミュニティ空間となる公園の充実を図る。
吹上浜海浜公園	スポーツ・レクリエーションへの需要に対応しつつ, 自然公園として充実を図る。
加世田運動公園	スポーツ・レクリエーションへの需要に対応する競技施設を整備しつつ, 公園の充実を図る。
柊ノ原公園	縄文時代草創期の石器等が発掘された柊ノ原遺跡の跡地に, 歴史を感じられる公園の整備を図る。
加世田麓地区	武家住宅, 石垣やイヌマキの生垣, 益山用水路等特徴のある景観を有する加世田麓地区は, 歴史的な趣を深く醸し出している。今後も重要な景観要素として維持・保全を図るとともに地域の活力を生む観光資源として効果的に活用していく。

c 防災系統の配置

地域名等	概 要
加世田都市計画区域, 笠沙都市計画区域	災害時の避難地, 火災時の延焼防止のため, 地域コミュニティ空間と併せ, 都市内オープンスペースの確保を図るとともに, 災害発生時の避難場所として機能する公民館を中心とした公益施設, 学校, 公園等について適正に配置する。 また, 水害・土砂災害発生防止のための保水機能を有する山々や, 土砂流出を抑制する斜面緑地については, 保全に努める。
吹上浜海浜公園	鹿児島県災害時受援計画に物資拠点として位置付けられており, 機能の充実を図る。
加世田運動公園	市の防災計画に災害時の避難場所, ヘリポートとして位置付けられており, 機能の充実を図る。
防風林	吹上浜の海岸線に連なる松林は, 防風林としての機能の維持に努めつつ, 白砂青松の地としての景観保全を図る。

d 景観構成系統の配置

地域名等	概 要
市街地周辺部	市街地からの良好な眺望に優れた周辺の丘陵地等の保全，廃川敷等の緑化に努め，都市景観の形成を図る。
山林	市街地に隣接する樹林地等は，市街地からの眺望に長けており，開発との調整を図りながら保全に努める。
加世田麓地区	武家住宅，石垣やイヌマキの生垣，益山用水路等特徴のある景観を有する加世田麓地区は，歴史的な趣を深く醸し出している。今後も重要な景観要素として維持・保全を図るとともに地域の活力を生む観光資源として効果的に活用していく。
海岸線一帯	小浦地域から野間岬を経て坊津地区へ至る海岸線については，坊野間県立自然公園に指定され，広大な東シナ海と相まって，雄大な景観を有しており，笠沙都市計画区域の貴重な景観要素であることから，その保全に努める。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

市街地においては，コミュニティ空間や災害時の避難場所として，都市公園の保全・活用を図る。

文化財の集積する日新公園周辺については，必要に応じて風致地区等の指定を検討する。

加世田麓地区の武家住宅群については，伝統的建造物群保存地区保存条例及び文化財保護法等により，優れた歴史的文化遺産・景観の維持・保全に努め，自然的環境の保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

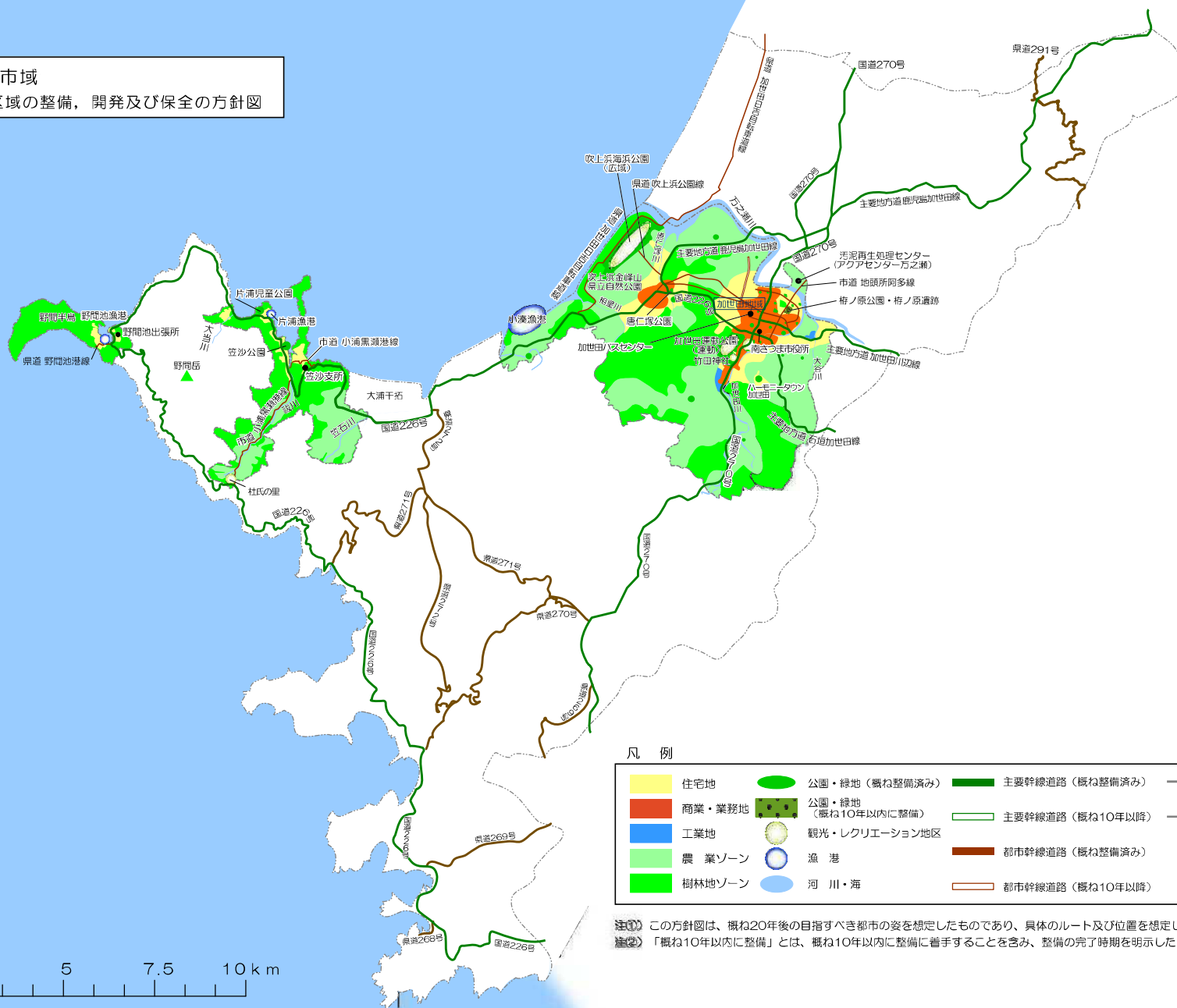
a おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	柊ノ原公園	約1.7ha

b おおむね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

おおむね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

南さつま市域
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



凡 例

 住宅地
  公園・緑地（概ね整備済み）
  主要幹線道路（概ね整備済み）
  都市計画区域界

 商業・業務地
  公園・緑地（概ね10年以内に整備）
  主要幹線道路（概ね10年以降）
  行政区界

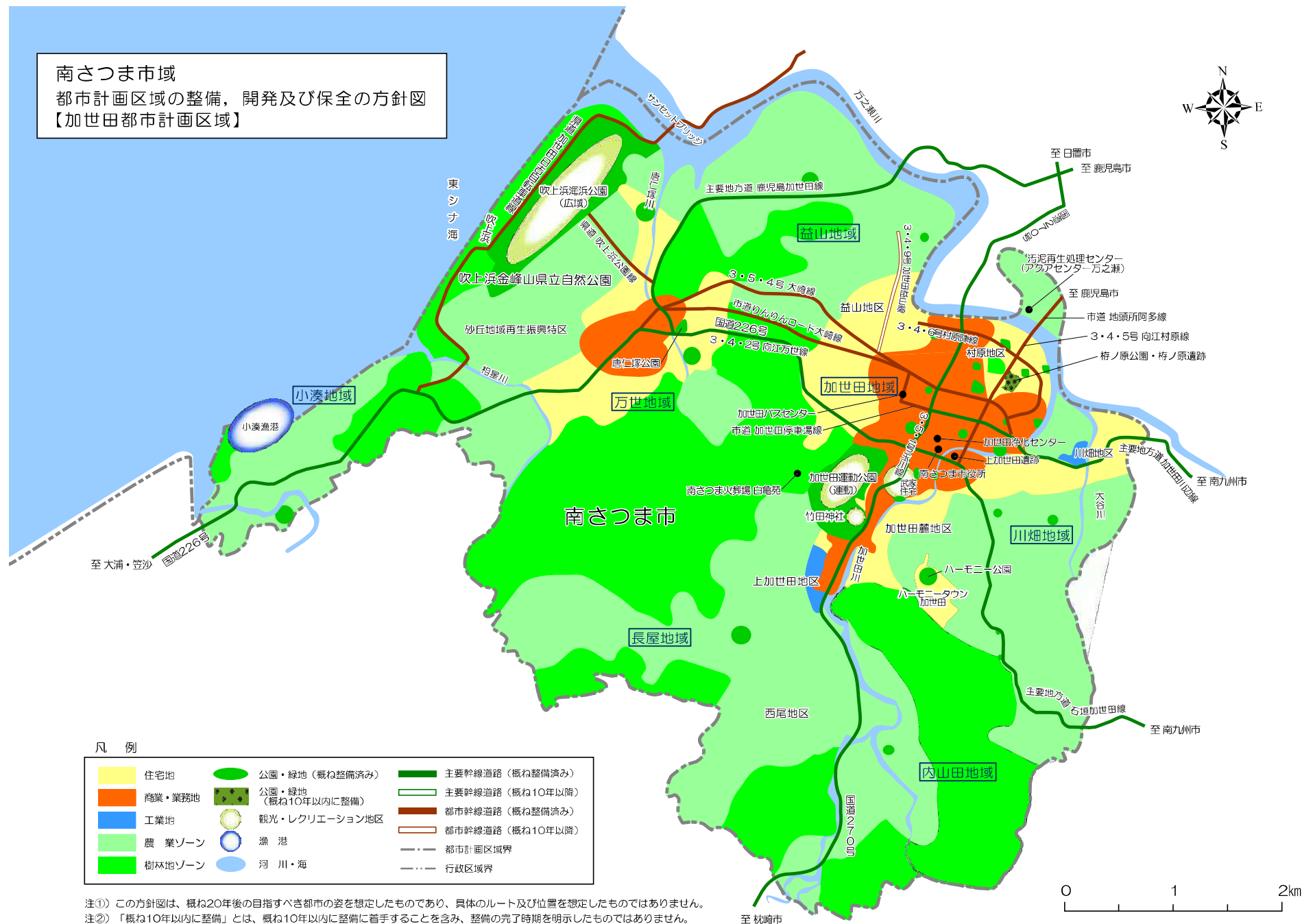
 工業地
  観光・レクリエーション地区
  都市幹線道路（概ね整備済み）

 農業ゾーン
  漁港
  都市幹線道路（概ね10年以降）

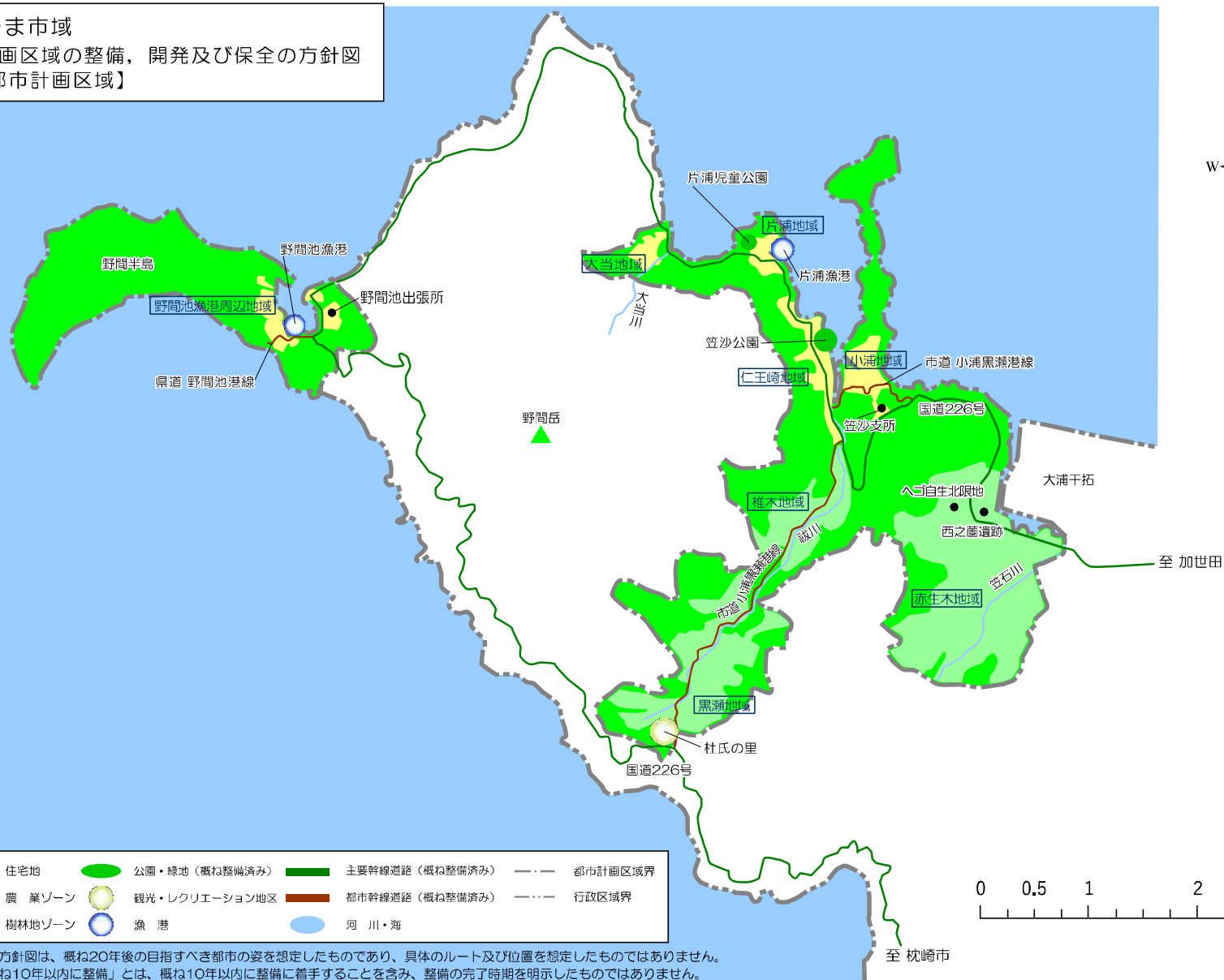
 樹林地ゾーン
  河川・海
  都市幹線道路（概ね10年以降）

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。

南さつま市域
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図
【加世田都市計画区域】



南さつま市域
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図
【笠沙都市計画区域】



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。
注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。